

埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県における孤独・孤立対策の推進及び市町村域における孤独・孤立状態にある方の支援体制を整備するため、埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 前条の目的を達成するため、プラットフォームは次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組み等の情報共有のほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

第3条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体等から埼玉県に対して別途定める方法により、申込みを行うものとする。

2 埼玉県は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適切であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの参画を認める。

- (1) 孤独・孤立対策に関連する活動を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体等であること
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

第4条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会の意思を書面により埼玉県に届け出ることで任意に退会することができる。

2 埼玉県は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (3) 会員が解散又は事業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他プラットフォームの活動に当たり、重大な支障が生じると認められたとき

(検証委員会)

第5条 プラットフォームの活動について協議するため、検証委員会を設置する。

(事務局)

第6条 プラットフォームの事務局を埼玉県福祉部福祉政策課に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和5年2月1日から施行する。